

国税に関するご質問やご相談は

# 国税相談専用ダイヤルへ！

チャットボットキャラクター  
税務職員ふたば

国税相談専用ダイヤルでは、

国税局電話相談センターの職員がお答えします。

ご利用開始は、**令和5年11月1日(水)**から

《ご利用手順》



## STEP 1

国税相談専用ダイヤルへ電話

0570 - 00 - 5901

(全国一律料金)

受付時間 平日 8:30~17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

音声案内に沿って、次の1~6を選択します(確定申告期には0確定申告が追加されます。)

## STEP 2

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 1 所得税               | 4 法人税     |
| 2 源泉所得税・年末調整・支払調書   | 5 消費税・印紙税 |
| 3 譲渡所得・相続税・贈与税・財産評価 | 6 その他     |

- 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- 上記国税相談専用ダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください(「国税局電話相談センター」につながります。)
- 税務署からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署に電話して音声案内「2」を選択してください(「税務署」につながります。)
- 消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤル(0120-205-553)で受け付けています。
- 業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、国税庁のホームページをご確認のうえ、各業務センター室へお問い合わせください。

電話相談の前に国税庁ホームページをご活用ください。

国税庁ホームページでは、国税に関する情報を検索したり、申告書・届出書等の様式を入手することができます。また、よくある税の質問に対する一般的な回答を、**タックスアンサー**や**チャットボット**でお調べいただけます。

※ パソコン・スマートフォン等からご利用ください。

国税庁

検索

税務署での面接相談は、**事前予約**が必要です。

電話での回答が困難な相談内容(具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など)については、所轄の税務署において面接相談をお受けしておりますので、あらかじめ所轄の税務署に電話し(音声案内に従い「2」を選択)、事前に相談日時等を予約いただくようお願いします。